

今月の内容

- ◆令和2年3月より 協会けんぽの保険料率が変わりました
- ◆令和2年4月より 高年齢労働者も雇用保険料の納付が必要となります
- ◆令和2年4月より 時間外労働の上限規制が始まります

## 令和2年3月より 協会けんぽの保険料率が変わりました

協会けんぽの保険料率が、令和2年3月分（4月納付分）より改定され、協会けんぽ東京支部の保険料率は以下のとおりとなりました。

【注】健保組合の保険料率は以下と異なります。各健保組合のHP等でご確認ください。

### 健康保険《協会けんぽ 東京支部》

	R2年2月分まで	R2年3月分から	
保険料率	99.00/1000 ⇨	98.70/1000	基本保険料率 64.40/1000 特定保険料率 34.30/1000
本人・事業主 折半負担率	49.50/1000 ⇨	49.35/1000	基本保険料率 32.20/1000 特定保険料率 17.15/1000

### 介護保険《協会けんぽ(全国一律)》

	R2年2月分まで	R2年3月分から
保険料率	17.30/1000 ⇨	17.90/1000
本人・事業主 折半負担率	8.65/1000 ⇨	8.95/1000



- ★ 4月支給分の給与を計算する前に、社会保険料率の設定を変更してください。
- ★ 賞与については、3月1日に支給する分から保険料率が変わります。



## 令和2年4月より 高年齢労働者も雇用保険料の納付が必要となります

これまで、4月1日において満64歳以上の労働者にかかる雇用保険料は、会社負担分および本人負担分ともに、納付が免除されていました。

令和2年4月1日以降は、この免除制度が廃止され、**64歳以上**の労働者（雇用保険の加入者）についても**雇用保険料の納付**が必要となります。

- ★ 4月分分の給与計算より、64歳以上の雇用保険加入者から雇用保険料を控除してください。



# 令和2年4月より 時間外労働の上限規制が始まります

平成元年4月1日施行の労働基準法改正により、時間外労働の上限が規制されましたが、中小企業については1年間施行が猶予されていました。

規制の概要は、本紙2018年12月号<sup>\*1</sup>でご紹介しましたが、中小企業への規制の適用が始まるにあたり、【時間外労働の上限規制】について改めて確認したいと思います。

時間外労働の上限	
原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヵ月： 45時間以内</li> <li>・ 1年： 360時間以内</li> </ul> <p><small>* 対象期間3ヵ月超の1年単位変形労働時間制は1ヵ月42時間、1年320時間以内。以下同じ。</small></p>
例外	<p>《臨時的な特別の事情がある場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ヵ月： 100時間未満（休日労働を含む）</li> <li>・ 2～6ヵ月平均： 80時間以内（休日労働を含む）</li> <li>・ 年間： 720時間以内</li> </ul> <p><b>【注】1ヵ月45時間を超えることができるのは、年6回（6ヵ月）まで</b></p>

## 《1ヵ月当たりの時間外労働上限》

原則	1ヵ月 <b>45時間以内</b>
例外	1ヵ月（休日労働を含む） <b>100時間未満</b>
	2～6ヵ月平均（休日労働を含む） <b>80時間以内</b>
	12ヵ月平均 <b>60時間以内</b> 年間 720時間以内

どの2～6ヵ月の平均をとっても、時間外労働（休日労働を含む）が80時間以内であることが必要です。36協定の締結期間をまたいだ場合も同様です。

## \* 「<sup>サマロク</sup>36協定届」の様式が変わります！

- ・ 労働基準法に時間外労働の上限が規定されたことに伴い、36協定で定めるべき事項が変わりました。そのため、「36協定届（時間外・休日労働に関する協定届）」の様式が変わります。
- ・ 協定期間の初日が令和2年4月1日以降である「36協定届」については、新しい様式を用いることになります。

※1）本紙のバックナンバーは、社労士法人あおぞらのホームページに掲載してあります。

<http://www.azure-sr.jp>

